

みく に 便 り



みくには
ハートに愛

明けましておめでとうございます。
新しい年のスタートです。令和5年も職員一同お客様のお役に立てるよう
時代の変化をキャッチしサービスの充実を図ってまいります。
引き続きご支援ご鞭撻をお願い申し上げます。

2023年1月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目 12 番 20 号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コ
ラム（バックナンバー）
や各種セミナーのご案内
を随時発信しています。



ILO 職場のハラス メントで初の国際調査

◆ハラスメント問題への関心の高まり

令和4年4月から中小企業にもパワハラ防止法が
施行され、どの企業でもパワハラ防止措置を講じる
ことが求められるようになりました。このような中、
労働者のハラスメントへの意識の高まりもあり、企
業では今まで以上に、ハラスメント問題に注意深く
取り組むことが必要になっています。

◆ILOによる職場のハラスメント調査

国際労働機関（ILO）は12月5日、職場にお
ける暴力とハラスメントについて分析した報告書を
発表しました（対象：121の国と地域の15歳以上
の被雇用者約7万5,000人）。このような調査が世
界規模で行われるのは初めてだそうです。

これによれば、約5人に1人が、身体的、心理的、
性的な暴力やハラスメントを経験していることがわ
かりました。そして、被害者が被害を誰かに打ち明
けるケースはわずか半数しかなく、被害を話さない
理由として多いのは、「時間の無駄だと思う」「評判
が落ちるのが怖い」が挙げられています。また、被害
者の5人に3人以上が、職場で暴力やハラスメント
を複数回経験、その多くが過去5年以内に被害を受
けていると回答しています。

◆世界的にも注目されるハラスメント対策

2019年6月にはILOで、「仕事の世界にお
ける暴力とハラスメントの根絶に関する条約」が採択
されています。条約は、ハラスメントを直接禁止し
たり、制裁したりする規定を求めており、現在の日
本の法規定にさらなる手当が必要なものとなって
います。

今後は、ディーセント・ワーク（働きがいのある人
間らしい仕事）のためのハラスメント根絶という世
界の潮流も踏まえて、ますますハラスメント問題へ
の対策が重要となってくるでしょう。

【ILO駐日事務所プレスリリース「職場での暴力・
ハラスメント 5人に1人が被害」】

https://www.ilo.org/tokyo/information/pr/WCMS_863288/lang--ja/index.htm

業務改善助成金（通常コース）が 改定されました

「業務改善助成金（通常コース）」が令和4年12月に
改定されました。業務改善助成金（通常コース）とは中
小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金（事
業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資等
を行った場合に、その投資費用の一部が助成される制
度です。

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金 の引き上 げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者A
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円